

1 処分を受けた税理士

氏 名： 南淵 弘昭

登録番号： 第31204号

2 処分の内容

平成30年6月26日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の前代表者Bを被相続人とする相続人Cほか3名の相続税の申告に当たり、実際には取締役会が開催されていないにもかかわらず、Bの会社に対する貸付金の金額を圧縮するために虚偽の取締役会議事録を作成することにより、相続税の課税価格を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。